

令和5年度第4回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和5年度第3回公共調達監視委員会を令和6年3月1日(金)に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和5年10月1日～令和5年12月31日

2 委員会の成立

委員全員の出席いただいています。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

3 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和5年12月27日(水)に開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件24件について審議した結果を報告書としてまとめています。

4 公共調達審査会審議結果報告

兵庫労働局公共調達審査会活動状況報告書により事務局から報告申し上げます。令和6年2月7日(水)に開催の令和5年度第4回兵庫労働局公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間令和5年10月から同年12月までの審査対象案件19件全てを抽出し、審議いたしました結果、全案件について適正処理との結果であったことをご報告いたします。

5 抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和5年10月1日から同年12月31日まで、審査対象案件19件全てを抽出し、全案件について、審議の対象とする報告がなされた。

6 対象案件の審議

審議対象案件中15件は一般競争入札、4件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

(委員長)本日の抽出案件の審議に入ります。事案の説明をよろしく申し上げます。

(局)競争通番15件の説明をいたします。

～契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠、落札率の低さ、一者応札等の説明～

(委員長)ただ今の説明いただいた競争入札の件について、ご意見、ご質問をお願いします。

(委員)競争通番13の防犯カメラの落札率45.8%とかなり低いが、メーカーとの交渉により価格を

抑えたとあるが、かなり低いのではじめの積算が高すぎたということはないですか。

(局)防犯カメラの調達時は過去に実績のあった事業者に参加見積をとって予定価格を算出しますが、今回2者から見積もりをとり、2者の平均を基に算出した。そのうち1者が今回の契約事業者です。この契約事業者は昨年度の防犯カメラの契約事業者で、2者の参加見積をとるときに、過去の契約事業者ということで、参加見積をとったが、参加見積から40%近くの額で応札している。参加見積の段階ではどの業者もかなりざっくりと多めに見積もっているのが通常です。その中でも今回の契約事業者はかなりざっくりとした金額で参加見積を出してきたと思います。

(委員)前回もあったが、防犯カメラの数が増えてきたので全体的に市場単価が下がってきているのですか。

(局)それもあるかもしれませんが、今回の応札は13者でしたが、落札率6割を切った業者が4者、9者は6割以上あったので、この予定価格が高すぎたということはないと思います。

(委員長)競争通番6番、7番は、いずれも電話設備の更新工事だが、6番が落札率99.4%、7番が落札率37.0%と際立って差があるが、なぜ差が生じたのですか。6番が素晴らしい的中率、その説明をお願いしたい。

(局)基本的に電話の場合は導入した事業者に参加見積をとっています。姫路で参加見積をとった事業者は、落札した事業者の下請け業者が導入事業者で、そこで参加見積をとり算定した経過があります。もともと導入をしていたので、当然どういう設備の状況かもわかっているのに、金額的にも安価で、参加見積も導入事業者から出しているのに99.4%に至ったと思います。

(委員長)しかし時間が経過しているのに、元の導入事業者にしても、1万円の差で落札したのが非常にできすぎている感を受けます。

(局)1回目の入札金額はもう少し高く、予定価格を超えているため落ちなかったのに、再度入札で、入札金額を下げてきてこの金額になっています。

(委員長)この予定価格と参加見積の関連性を見て、ギリギリで予定価格をたてたのですか。

(局)参加見積より予定価格をギリギリに低く立ててしまった感は正直なところではあります。

(委員長)もっと高かったから落ちなかった。

(局)理由としては、参加見積をとった下請け業者が入札参加資格を持ってなく、入札に参加できなかったところがあります。おそらくその下請け業者が入札に参加すれば、もう少し低い入札金額で落札していたかなと思います。そうすると落札率も下がります。今回は参加見積をとった下請け業

者の間に入札参加資格を持った事業者が入ったので、その分の手数料がかかっていることかと思
います。

(委員)6と7では、物と台数は違うのですか。

(局)姫路と龍野では規模が違います。

(委員)まず台数が違うのですか。

(局)正直、規模的には姫路の方が大きい。

(委員)台数も多いとなるとあまり安くならない感じなのかな。7番は大阪の会社で大阪でしていたら
手広く安く大量に調達して、全国にばらまきやすくなるロジックかな。

(委員長)電話設備というのは継続的メンテナンスが予定されるのですか。1年に1度、交換機をチ
ェックするとか。

(局)していません。

(局)電話機に関してはメーカーの代理店がするということがあります。例えば OKI 製の電話機であ
れば、OKI の商品が扱える業者で、それぞれの業者によって扱えるメーカーがある程度きまってい
ます。定価で予定価格を算出すると、姫路にしても龍野にしてももっと高くなるが、それぞれが扱え
るメーカーが決まっているので、通常の市場価格より安くなる。

(委員)6と7ではメーカーが違うのか。

(局)違います。6は OKI 電機、7は NEC です。

(局)実際、OKI 製の電話機が扱える施工事業者が、NEC も扱えるというのはなかなか少ないよう
です。

(委員)公共工事と物販の場合、競争入札だと素人目に見ても、物販の方が、ふり幅があって安い
業者から定価に近い業者もあるというイメージ。公共事業の場合は人手も入るしそんなにふり幅が
なくてというイメージだが、それは合ってますか。

この入札は、文章に書いてある限りでは、国交省策定の手続き通りにやっているから予定価格とし
ては適切なんだというロジックですよ。

それ以外で、地域もそうだし、役務、購入に伴う役務やサービス、製品によって全然違うような気が
する。私の質問もぶれているかもしれないが、どういうふうに予定価格が適切であるという判断をす
るのですか。物販の方が低くなる傾向があるのかなということは、数字として何か持っているか。たく

さんこれまでできてきているので、こういう調達に関してはほしいこの幅ぐらいだろうというのは持っていますか。

(局)今回什器類とか電化製品の物の購入に関しては、物品を購入するだけならインターネット上で市場価格を出す。役務で人手が加わる時は、その部分だけ参考見積をとる。それで調整して適正な予定価格を算出しています。それでほとんど極端に低すぎることはありません。防犯カメラのように物品の購入プラス工事のセットとなるとどうしてもオープン価格になるので、市場価格が分からないので、業者に参考見積を依頼しています。参考見積の出し方が業者によって全く異なってきます。本当の意味でのざっくりであったり、もしくは、本気の入札価格に近い価格で出してきたりします。今回の防犯カメラは2者に参考見積をお願いしてたが、1者は今回の契約業者で、参考見積の4割近くで応札していますが、もう1者は参考見積の7割ぐらいで応札でした。

(委員)防犯カメラは同じものですか。

(局)同じものです。同じ状況でお願いしています。

(委員長)今言われたように、工事だけなら、工数を計算して単価をかけて、ほぼ同じ基準で算出するが、物品がそこに入ってくると、どこから調達するのかでずいぶん差が出てくるのですね。

(局)メーカーとの交渉力がある業者とない業者で、違ってきます。

(委員長)そうですね。

(局)どうしてもこちらの思っている価格と違って、低くなりすぎる時もあれば、高くなる時もあります。低くなりすぎる時は業者に確認して低くできた理由を聞いている。

(委員長)今、委員がおっしゃったことは、理屈としては、ほしい常識的には頭では理解できる。

(委員長)ただ同じパターンであってもさっきの電話工事みたいに、上と下で差が出てくるというのは、確かに物の調達が重要な要素ではあるが、あまりにも差があるので確認です。。

(局)参考見積をとる段階で、姫路の方が入札価格に近い価格で出してきた、逆に龍野の方が多めに見積もって出してきた。

(委員長)結局それが恣意的だと思った時には、後の品質とかメンテナンスが十分できるのかという不安が出てくる。あまり恣意的だと思われるような価格変動があると心配はする。

(委員)龍野のインターネット上の市場価格を任意に選定したとあるが、任意とはどういうことですか。ここは特に気を付けていますよという点がありますか。

(局)参考見積をたててもらえるところというのは、電話に関しては、導入した事業者が、何台あるかとか、どういう配線をしているかというのを知っているの、どうしても導入事業者をお願いすることになります。

(委員長)導入したというのは、以前、前回導入したところ、今ついているのを前提にものを考えているのですか。

(局)今ついている状態を知っている事業者のことで。結局それと同じような状態で更新するので現在の状態を知っている事業者をお願いすることになります。

(局)今回は更新工事になりますが、電話の工事は、新しい電話を入れてその業者と関係が切れるわけではありません。その後、例えば庁舎工事等で1日停電する場合、電話交換機のバッテリーが2～3時間しか持たないので、バッテリーを一旦落とす作業を最初に設置してもらった業者に停電に伴う作業を依頼します。そういう工事が続いていくことになります。

(委員長)そういう状況があるということですね。よろしいですか。
それでは、先に進めて随意契約の説明をお願いします。

(局)随意契約4件の説明をいたします。

～契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠、随意契約とした理由等の説明～

(委員長)随意契約の4番はいつも同じで、定価で予定価格を算出しているが、この会社が出版している。当然過去の実績からすると値引き販売されている訳ですよ。

(局)そうですね。ただやはり定価で算定することになります。

(委員長)毎回聞いていますが、やはり定価であげないといけないのですか。

(局)実際に令和3年、4年、5年は、8割となっています。冊数も大きく変動するわけではありませんが、毎年値引きされるかどうかわかりませんので定価での予定価格となっています。

(委員)随意契約3番は、令和6年3月31日ということはもう終わる訳ですね。4月以降も契約の予定はありますか。

(局)4月以降もあります。

(委員)その際はこの仕様書7番の所要概算見込額の金額が基準になるのですか。

(局)おそらく仕様書の金額のままだと思います。

(委員)分かりました。

(委員長)1番と2番は随意契約の根拠は違うがある意味典型的なケースということになる。他はありませんか。

(委員)はい。

(委員長)本日審議いたしました案件について、不適切な点、改善すべき点はありますでしょうか。

(委員)ありません。

(委員長)それでは、委員全員の意見で、本日審議を行った案件については、すべて適切な処理がなされているという結論といたします。

(委員)はい。

6 審議結果(委員長)

審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

これを設置要綱9条の2項により、本日の議事概要としてHPに掲載して公表するとともに、審議内容を兵庫労働局長に報告することとします。以上で本日の審議をこれで終了とさせていただきます。

7 閉会